

姫路医療生活協同組合共立病院 訪問リハビリテーション 利用料金

利用料は、介護保険負担割合証の交付内容に基づきご負担いただきます。

※下記の料金は、法定単位数に基づいて算出しています。加算の合算により、若干の誤差が生じます。ご了承ください。

介護予防訪問リハビリテーション

(令和8年1月1日より)

	介護予防訪問リハビリテーション費（月）	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
基本単位	介護予防訪問リハビリ（1回）	298単位	303円	606円	909円
居宅サービス計画に基づき算定	短期集中リハビリテーション実施加算（3ヶ月以内）（日）	200単位	204円	407円	611円
	退院時共同指導加算（回）	600単位	611円	1,221円	1,831円
事業所として算定	サービス提供体制強化加算Ⅱ（回）	3単位	3円	6円	9円
減算	利用を開始後12月を超えた場合（要件を満たさない場合）	-30単位	-31円	-61円	-92円
	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合（基準に該当する場合に限る）	-50単位	-51円	-102円	-153円

訪問リハビリテーション

	訪問リハビリテーション費（日）	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
基本単位	訪問リハビリ（1回）	308単位	314円	627円	940円
居宅サービス計画に基づき算定	短期集中リハビリテーション実施加算（3ヶ月以内）（日）	200単位	204円	407円	611円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（3ヶ月以内）（日）	240単位	244円	488円	732円
	リハビリテーションマネジメント加算（口）（月）	213単位	217円	434円	650円
	退院時共同指導加算（回）	600単位	611円	1,221円	1,831円
事業所として算定	移行支援加算（日）	17単位	18円	35円	52円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ（回）	3単位	3円	6円	9円
減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合（基準に該当する場合に限る）	-50単位	-51円	-102円	-153円

介護保険外の費用

通常の実施地域以外へサービス提供する場合は、1回550円いただきます。